

# CAPNA ニュースレター



第4号 1997年5月

子どもの虐待防止ネットワーク・あいち (CAPNA) 事務局：名古屋市中区丸の内2-8-11 セブン丸の内2階 (〒460)

## CAPNA 設立一周年記念講演を拝聴して

山口幸男

10月10日の名古屋港湾会館ホールは、800人を超える参加者で「会場溢れるばかり」という言葉がピッタリの様。「子どもの虐待」問題への市民の関心が、こんなにも広がっているのかと驚きながら、やっと着席できた次第。以下は医学については門外漢である私が勉強させていただいた事柄の一端ですが、私の勝手な理解や間違った理解だらけかもしれない。演者の先生方が何を語られたかというよりは、私が何を聞いたかという備忘録だと思っていたら幸いです。

最初の演者は「子どもの虐待防止センター」(東京)の代表の斎藤学さん。斎藤さんは先ず、「養護施設児童被虐待経験調査(約600名)」の結果を紹介し、被虐待児の特徴として「反応性愛着障害」が指摘できるとし、そのうち「抑圧型」は、引込み思案・中々手をつけられない・無力で時々暴力などの特徴をもち、「脱抑圧型」は、誰にでも寄りつく・見知らぬ人にでも抱っこしたがるような非選択的愛着が特徴だとされます。斎藤さんの調査によれば、虐待された経験のない子どもとの明らかな違いが見られる点として、(1)

多動性が高い、(2) 知的発育が遅滞しているが、虐待の結果IQが仮の現象として低いので、環境を変えると回復する、(3) 仲間との関係を結ぶことが困難だ、(4) 怒りやすい、(5) 多飲多食だ、の5点があげられます。

斎藤さんはさらに、性的虐待を経験した子どものピーク年齢は9才だが、学習成績が徐々に低下する、性的事柄に詳しくなる、風呂に多く入り、手洗い強迫などが見られると指摘して、話題は被虐待児の一般的特徴問題へと展開していきました。

斎藤さんの臨床体験によると「虐待を経験した子どもは、無表情になり、その不安を解消するための攻撃は加害者(親)に向けられるのではなく、無力な弟妹やペット、物、自己を愛してくれると思える(見捨てない)人物に向けられる」といいます。またこのような被虐待児の思春期以降の問題としては「家族内トラウマで歪んだ世界観、生の怒りや悲しみなどをもてない感情鈍磨、離人症、多重人格(自己治療の一つ)、薬物やセックスでの生きている感覚、手首を切って痛みに溺れること、過食・自殺などの危険やスリルを求め人の多さ、トラウマの呼び込みやすさ、な

どが語られ、被虐待の繰り返しから隠された攻撃性とその裏返しの順応症候群すなわち過剰適応が生じること、それが成人になると急に「悪い子」となることなどが語られました。

次の演者は熊本大学教授（法医学）の恒成茂行さん。恒成さんは、法医学者としておこなった多くの司法解剖のなかで、虐待によって亡くなったと判断された生々しい子どものスライドを見せながら、「子どもの体に残る古い傷跡」こそ虐待発見の重要な手がかりになることを指摘して、臨床医はもちろんのこと、保健婦や保母その他さまざまな機関で子どもに接する大人たちが、いち早くこれに気づき、互いに連携してこれに対処することが大切だと訴えました。このようなスライドを見せた者も、またこれを見た者も「スライドの中に横たわった子ども」に対して「重大な責任を負うことになったなあ」というのが率直な私の感想です。

私にとって、斎藤さんの話も恒成さんの話も、「子どもの声をどう聞くか」という課題についての、示唆に富んだ話だったように思えます。批准によって日本の国内でも適応され

る「児童の権利条約」は、その第12条で、しばしば「意見表明権」と呼ばれる子どもの権利を掲げています。そこでは「児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」と書かれていますが、原文を見ると「その子どもが伝えようとしたことは、その子どもの年齢や成熟状況に相応しいやり方で、適切に尊重される」と訳すこともできます。そう考えると、この第12条は私たちに対して、虐待に晒された子どもが、体の古傷ひとつであれ、表情ひとつであれ、その子どもなりの訴え方で語りかけているものを見てとれるような心の目をもつこと、様々な形で表現される子どものSOSを的確に受け取ることのできる目を持つことを命じているように思えます。そして誰もが「その子どもにとっての最善の利益」実現（子どもの権利条約第3条）を最優先課題として取り組みと命じていますから、官も民も子どもを軸に互いに補いあい育ちあう度量の広さを育てたいと願わずにはられません。「子どものためのネットワーク」のつもりが、実は「子どもこそネットワークの宝」なんだなーと考えさせられた講演会でありました。

## 1周年記念講演会アンケートから

橋本尚美

設立1周年総会・記念講演会では、223枚のアンケートが寄せられました。この中には、後日事務局へ郵送して下さった方も何人かいます。

日程・場所・講師をテレビ、新聞、雑誌でお知らせしたのですが、アンケートを見る限り、ポスターやチラシを目にした人や口コミで知った人が多数でした。このポスターとチラシは、保健所、児童相談所、病院、学校と

いったCAPNAとネットワークを組む諸機関に配付しています。そのためか、職業欄は官民に関わらず、日頃から児童虐待と関わりのある職種が目立ちました。

専門家でない人の感想文にも、「AC」「アダルトチルドレン」といった用語が随所に見られました。かつての専門用語は、児童虐待を含む家族の病理に関心が高まってきて、ポピュラーになってきたようです。

一番多く寄せられた感想は、「スライドがショックだった」というものでした。児童虐待は珍しいことではないと分かっている、大人の手がかかった生々しい傷あとは、参加者を激しく揺さぶったようです。その熱い気持ちは、綿々と綴られたアンケートから伝わってきました。

いくつかの声をご紹介しましょう。

#### ◎保健所、保健センターに勤務（18枚）

・最近、3歳児健診で虐待と思われるケースに出会った。自分に何ができるかすべきが悩んでいる。本当に重い問題です。

・保健所で虐待と疑われる親子に出会っても、その場限りのおざなりな指導で終わってしまい、その後が心配ですがどうしようもない、何もできない現状に歯ぎしりしています。

・さまざまな公的なしぼりと、母親たちの気持ちを尊重しながら、なお早めに援助することの難しさを痛感しています。

・実際の仕事の中でどう考えていったらいいか、今何をしていけばいいのか、何ができるのかということについて、考えがまとまらない。

#### ◎教員（13枚）

・今日はどうしても都合をつけて参加したかった。人権擁護の点から、服を着たまま体重測定をすることがとても不安。学校で被虐待児と思われる子でも、踏みこんでいきにくい現状にもどかしさを感じる。

・斎藤先生が話された「虐待はその子の親の生育過程が影響しており、次代へ受け継がれていく」ということを、もっとたくさんの人に知ってほしい。

・精神医学、法医学から見た児童虐待について生々しい現状が分かり、とても有意義でした。

#### ◎保育園、授産所、託児所に勤務（10枚）

・死亡にいたるまでの子どもたちの叫びが届き、見ていて大変つらかった。家庭に入りこんでいく問題であり、保母の立場からの介入も実際は難しい。

・とても良かった。保母の自覚を持って子ど

もたちを虐待から守れるように保育していきたい。

#### 編集部から…

家庭という密室で起きやすい児童虐待は、学校や保育園、保健所といった外の世界でようやく発見されがちです。子供は親に痛めつけられても、それを自分から他人に話すことはまずありません。虐待を認めない、あるいは認めたくない親と傷ついている子供を目の当たりにしながら、思うように援助できない現実のしんどさを訴えるものが多数を占めました。

#### ◎病院に勤務（24枚）

・小児科医としての不十分さゆえに、子どもを死の直前まで追いやったケースを抱えています。

・児童虐待の社会的認識の低さを改めて感じた。PSWとしてやってきたこと、やっていかなければならないことを再認識した。

・母親たちと一緒に子供を育てている私にとっては、もっと意識を大きく広げる必要性を感じました。

#### 編集部から…

虐待したわが子を手当てするため、親が病院に連れてくることはしばしばあります。虐待した意識はなくても、危機感を持たなければ病院へ連れてこないでしょう。この24枚は未記入を除くと、医師、看護婦、助産婦、臨床心理士、PSW、看護学生の方々でした。子供を診察して、それが大人の力が加わったものかどうかを判断できる人たちです。総合病院ではこれらの職員が揃っているため、児童虐待に取り組むところも出ています。三重県と滋賀県からの参加者もいらっしゃいました。

#### ◎その他の福祉関係者、自治体職員（15枚）

・会場の99%が女性です。なぜ男性の参加が少ないのでしょうか。

・お腹を痛めて産んだ子供に、どうして虐待というひどい仕打ちをするのでしょうか。

#### 編集部から…

子供だけでなく虐待する親も救済してこそ、児童

虐待の解決になります。親自身が精神的に相当なダメージを受けているからです。この15枚は心理士、家庭相談員、民生委員、社会福祉士、篤志面接委員、ベビーシッターなどでした。未だに、虐待する親を責めがちな専門家はいます。

#### ◎学生 (50枚)

- ・保母を目指しています。アホなプロフェッショナルにならないように頑張りたい。
- ・保育実習をしても全ての子どもがかわいいいことはなかった。私自身、加害者になりうる不安がありますが、隠さないで語り合っていこうと思います。それが一番の防止になると思うのです。
- ・卒論では虐待について書きたいと考えています。被虐待者の声を生かしたものを書きたいと思っているのですが、なかなか難しく苦労しています。
- ・心の痛い3時間だった。
- ・専門家だけでなく、虐待に関する知識をほとんど持たず、実態を知っていない一般の人にどんどん聞いてもらうべきだと思いました。

編集部から…

職業名が分かっているもので、回答のもっとも多かったのが学生の方でした。はるばる京都から来てくださった方もいます。福祉を専攻している人が大半で、「就職したら今日の気持ちを忘れずに頑張りたい」といった意欲的な声がたくさん寄せられました。

#### ◎職業不明 (93枚)

- ・スライドは本当にショックでした。加害者である親も被害者なのだから、いつ自分がその立場になるかもしれない。
- ・親子関係、夫婦関係に悩んでいます。「嫁だから」という世間体に縛られて苦しい思いがしておりました。
- ・虐待寸前の私にとって、目からうろこが落ちた。でも、一歩手前のストレスケアをどうしたらいいかというのが問題です。
- ・四児を育てる母親です。このネットワークのことが、公園で子どもを遊ばせている仲間にも身近であればいいなと思います。
- ・行政への働きかけが必要だと強く感じました。地域の児童委員などを、もっと実質的な活動ができるように改善されるといいと思います。

- ・市民活動は行政と対立しがちだが、児相をもっと説得し、児相所長の処分決定に第三者を交えたものになればよいのでは。
- ・私自身は命に関わるような、医者が必要なほどの身体的虐待は受けていません。ただ(ここで文章が切れている…編集部注)

編集部から…

専門家に対する歯がゆさを指摘する声を、70人の方からいただきました。CAPNAに対するご提言もいただきました。貴重なご意見をありがとうございました。限界を感じることも多いですが、改善すべきところは改善していきたいと思ひます。

## エストニアからの便り ~世界の子どもの虐待防止~

石川洋明

ある日、僕の職場に英文のFAXが届いた。差出人は小児科医のルース・スーネット博士。昨年8月、ダブリンで開催された「子どもの虐待とネグレクトに関する国際会議」

で、彼女の国エストニアの子どもの虐待防止の現状についての報告をした方だ。エストニア、という国がどこにあるのかも正確には知らなかったのに、なぜか興味をひかれ、報告

の後で少し話をした。そのとき彼女は「資料を送る」と約束してくれた。国際会議でそういうことを言ってくれる人は少なくないが、実際に送ってくれる人はそれほど多くない。僕は感激して、早速読み始めた。

エストニアという国は、バルト海に面し、フィンランドの対岸にある。ソビエト連邦の崩壊にともなって独立したバルト3国の一番北の国で、総面積45,100km<sup>2</sup> (日本のおよそ12%)、総人口は159万人 (日本のおよそ13%) という小さな国だ。資料によれば「国土の大部分は低い丘陵と平原で、湿地が多く、最高点は317m。産業は農業が主で、牛、豚の畜産があり、ジャガイモが主産物。産出される油母頁岩、泥炭を利用してガス、電気がつくられ、首都タリンを中心に機械・電気・繊維工業が行なわれる」とある。だがこの国にも、子どもの虐待があるのだ。

スーネット博士の1992年の調査によれば、14～16才の学校生徒のうち、女兒の76%、男児の68%が家で両親に罰せられており、最も多いのは言語的虐待 (verbal abuse) だ。家庭内暴力 (domestic violence) は男児の81%、女兒の65%によって報告されている。男児の3%は自分自身が加害者でもある。女兒の37%、男児の55%は誰かが止める必要を、女兒の61%、男児の55%は外部に援助を求める必要を感じている。

このような状況下、毎年10人以上の子どもが自殺し、自殺企図、自殺念慮はさらに多い。子どもを守るため、エストニアでも「ホットライン」が1992年から開かれ、タルトゥでは子どものためのシェルターが1993年に開設された。子ども保護法は1992年に施行された。

そして1995年8月、タルトゥ郡とエストニア社会省の援助も受け、タルトゥに子ども支援センターが設立され、専門家による被虐待児や大人の援助が始まった。センターで働く人は7人、各分野からの専門家の複合チームである。内訳は、小児科医1人、ソーシャ

ルワーカー2人、臨床心理士3人、ボランティア1人 (子どもへの危機介入トレーニング経験者) である。4ヵ月間で援助・相談を求めてきたのは子ども70名、大人25名で、主要な問題は、家族内暴力37%、問題行動20%、校内暴力16%、性的虐待17%、自殺企図3%、ネグレクト7%である。

タルトゥ子ども支援センターは、虐待問題に対し2段階で対応している。まず第1に実際の対応。これには (1) 初期危機介入、カウンセリング、心理療法、(2) 心理社会的回復援助、(3) 電話カウンセリング、(4) 実際の援助をアレンジし提供する各種専門家と継続的に協力・相談、などが含まれる。実際の援助はチームでおこなわれ、すべてのチームメンバーは特別なトレーニングを受ける。

第2の部分は防止である。これには、(1) 子どもの虐待とその防止に関する宣伝、(2) 中堅レベルのソーシャルワーカーに対する教育、(3) 専門家の教育 (教師、医療スタッフ、助産婦、看護婦)、(4) 子どものシェルターのワーカー、少年担当警察、孤児院に対し、子どもの虐待に関するスーパービジョン、がある。(2) の背景には「各々の町や教区は子どもの発達、家族関係、子どもの発達への環境の影響について知識があり、虐待ケースを特定し、必要なら初期危機介入ができる者を雇用しなくてはならない」という規定があるという。

そしてまたこのセンターは、関係諸機関と緊密に協力して科学的調査をおこなっている。この子ども支援センターは、エストニアにおけるこの分野のパイオニアであり、類似のセンターの設立の先例となるだろう。

もちろん、日本にあってエストニアにないものもある (たとえば保健婦の活躍)。だが、こんな小国にも (とっては失礼だが) 保護法やシェルター、そして支援センターができ、専門家のトレーニングをしているという状況は、正直に言ってうらやましい。日本は、CAPNAは、これから何をして行くべきなのか? いろいろと考えさせられる便りだった。

## 相談員研修・養成

[相談員研修] 95年5月に「子どもの虐待防止ホットライン・あいち」を開始したときは、20名に満たないボランティア相談員でした。しかし、子どもの虐待という極めて深刻な相談を受けるには相談員の研修が大切になります。そこで、相談員のための研修会をもつことになりました。

これまでにいった研修会では、ホットラインに入ってくる相談を受けるなかで、どのような対応が大切なのか、危機介入が必要なときにどのような社会資源のどの人につなぐことが適切なのかなどについて、事例を通しながら学んでいます。

また、相談員相互の信頼と親睦を深めるために、定期的な集まりももっています。

[相談員養成講座] 現在、ホットラインは火曜日と木曜日の午前10時～午後4時までし

か受け付けていません。そこで、毎日の電話相談を行うためにボランティア相談員を募集しました。ちょうど、阪神大震災におけるボランティア活動に対する関心の高まりと、子どもの虐待防止に対する関心の高まりが重なりあって、300人以上の方から募集の問い合わせをいただきました。さらに、40名の定員のところに120名の応募があり、苦しい選択を強いられました。

96年5月から、40名の子どもの虐待防止ホットライン・あいち電話相談員養成講座を開始し、子どもの虐待に関する基礎的な知識の講義と宿泊研修を終了しました。97年からは電話相談を受けるための人間関係基礎訓練や演習などを行い、7月には新しい相談員として実務についていただく予定です。

(兼田智彦)

## 危機介入

CAPNA 発足から1年間に弁護士がかかわったケースは30件ほどである。虐待のケースは日常的な弁護士業務の中に予告なく飛び込んできて、即時に活動を開始する必要がある場合が多く、数名の弁護士でこれだけの件数に関わるのはかなりの激務だったと言えよう。本年1月6日、24名の弁護士によるCAPNA 弁護団が結成され、飛躍的に戦力が増強された。わが国子どもの虐待問題への取り組みとしても初めての画期的な取り組みである。

弁護士に持ち込まれるケースの多くは、子どもを虐待する親から分離する法的措置等の必要性が予想される場合である。児童相談所から一時保護、児童福祉法28条承認（乳児院・養護施設等の施設や里親に子どもを預けることに親が同意しないときに、家庭裁判所の承認を得ておこなう）、あるいは親権喪失

# CAPNA

申立の法的要件があるか、その実際の手続等について助言・援助を求められたケース、虐待の疑いをもった医師から相談・援助依頼を受けたケース、親その他の親族から相談を受けたケース等があった。

ある土曜日の昼頃、夫の暴力から逃れて別居中の女性から、夫のもとに残した長女（中学生）が夫（父）から性的虐待を受けているとの相談が弁護士のもとに入った。直ちに弁護士3人のチームを組み、児童相談所に連絡し、CAPNAのネットワークで母子の避難場所を確保して、守ることを母親に伝えて励ましつつ、児童相談所のケースワーカーとともに警察に協力依頼をし、その日の午後10時頃には父親から子どもを引き離して保護した。児童相談所がすぐに「一時保護」の措置をとる決断をしたことが警察を説得する(ア)

## ホットライン

電話相談は、CAPNAの主要な活動の一つです。思い起こせば、平成7年5月に3日間実施した「電話相談試験的運用」に55件もの相談が寄せられたことは、CAPNAの力強い第一歩となりました。そして、その3カ月後の9月、ついに念願の「子どもの虐待防止ホットライン・あいち」(毎週火・木曜日、10時～16時)が開設されました。関係者や報道陣の熱気が渦巻くなかで、最初の電話のベルを待っていた時のあの緊張感は、今も鮮やかに蘇ってきます。

さて、平成7年9月から平成8年8月までの最初の1年間に、ホットラインに寄せられた相談は合計276件ありました。このうち、

虐待に関するものは56%で、この他には育児相談が27%、協力者やマスコミからの問い合わせが13%ありました。虐待に関する相談のうち「生命の危険」が危惧される緊急の通報は2%、子どもの健康や発達の阻害が懸念される「重度」の虐待は13%でした。そしてこれらへの対応は、CAPNAのネットワークを駆使して速やかに行われました。

虐待に関する相談の中で最も多かったのは「カーッと泣いてしまった」とか「あまりに泣き続けるので、思わず布団をかぶせてしまった」というような一時的な「軽度」の虐待でした。また、次に多かったのは、このまま放置すると虐待がエスカレートしたり子どもへの影響が深刻化することが懸念される「中度」の虐待の相談でした。そして、これらに「このままではわが子を虐待してしまいそう」と訴える「虐待の危惧」を加えたものが、虐待に関する相談の8割以上を占めていまし

# この1年

(✓)上で大きな力になった。父親はその後逮捕され、拘留中に弁護士が母親を代理して父親と面会して離婚の合意をし、親権者を母親と定めた。父親は刑事事件で実刑判決を受けた。子どもが受けた心の傷が本当に癒されるまでにはまだ時間が必要であろうし、子どもと歪んだ関係をもたざるを得なかった父親に対しては社会復帰に当たって必要な精神的ケアがなされる保証は全くなく、本当の解決に至ったという実感はないが、とにかく子どもを速やかに救い出すことができた例である。

父母の離婚の際に、父親の強い要求によって親権者を父親と定められ、父親のもとで生活していた子どもが父親から性的虐待を受けたケースで、児童相談所から援助依頼があり、児童相談所に子どもを一時保護したうえ、弁護士4人のチームが家庭裁判所に親権

者変更の申立をし、家庭裁判所調査官と裁判官も迅速に調査と審判を進め、約1ヵ月足らずで子どもの親権を母親に変更する審判が下された例もある。手続を進める過程で、不安で揺れる子どもや母親をしっかり支える役割を果たすケースワーカーや弁護士の存在が重要なこと、子どもが本当に心を休めることができるような居場所(シェルター)が必要なこと、一時保護所の施設の改善充実も急がれることを痛感した。

親から子どもを直ちに分離するチャンスが容易につかめず、閉じ籠る親と接触をもつこと自体も困難なケースも少なくない。そのようなケースでは、児童相談所、地域の保健婦、医師、看護婦(訪問看護を実施する病院の対応が役にたった例もある)、保母、弁護士等によるネットワークセッションがもたれる。虐待を認知しながら、ネットワークセッションをもてないままに、追いつめられた母親の手

た。しかも、その過半数は、乳幼児や小学校低学年の子どもを持つ20～30代の女性からのものでした。虐待のホットラインには、自らを虐待者として告発する若い母親からの電話がたくさん寄せられて来たのです。一体これはどういうことなのでしょう。

一つには、子どもを殴ったり、罵倒してしまう自分にブレーキをかけたいのだけれど、一人ではどうにもならないとSOSを発信してくるということがあります。子どもに手を上げたり、醜い言葉を浴びせかけてしまうと訴えてきたある女性は、叩いた理由を聞いていくうちに、本当の原因は夫への不信感が募ってイライラしてしまうからだと言っていました。もちろん、こちらがその問題を解決することはできません。できることは、ただ、夫を信じたいけれど信じられないという彼女の気持ちを聴いていくことだけでした。この1年間で、1回の電話相談に要した時間は平均39分。受話器の声にじっくりと耳を傾けていくためには、最低でもこの程度の時間

が必要なのだと思います。

「子たたきは母の叫び」というけれど、本当にそうだと思います。しかも、ホットラインに寄せられる叫び声は、深く暗い闇から聞こえてくる場合も多く、十分に聴き取ることができないこともありました。親から否定的なメッセージを与えて育ち、今でも自信がもてないと訴える母親は、子どもを叱ると怒りが止められないほど溢れてきてしまうと語っていました。彼女の心の叫びこそ、専門的なケアを受けるなかでゆっくりと聴き取られることが必要だと思います。そして、ホットライの役割は、彼女の求めに応じて専門機関につないでいくことであると考えます。

この1年間で、ホットラインの役割が次第にはっきりと見えてくるようになりました。平成9年度には、新たなボランティアスタッフが加わり、開設日数も増えることでしょう。より充実したホットラインになることが期待できると思います。

（白石淑江）



.....  
で2才の女の子を死なせてしまった痛恨の事件を経験したことも忘れてはならない。ネットワークセッションでは、当事者のプライバシーを守りながら協力しあう信頼関係のもとに、それぞれの役割の違いを認めあい、知恵を出しあい、チームワークを追求していく。そこに参加して自分自身学ぶことも多い。そ

.....  
して、さまざまな危機介入ケースを通じて、虐待される子どもの発見、救出、そして孤立して子育てに悩み虐待してしまう親を追い詰めず、自己の回復と親子関係の修復を援助するために、地域に根ざしたネットワーク活動を広げて行く必要をますます強く感じさせられている。

（多田 元）



# CAPNA に強力な弁護団

## — CAPNA 弁護団結成式報告 —

矢満田篤二

1997年1月6日(月曜日)午後4時から、愛知県産業貿易館西館9階の第2会議室で、子どもの虐待防止ネットワーク・あいち(CAPNA)の弁護団結成式がありました。

最近、急増している被虐待児の通報に対して、これまでのCAPNAの弁護士メンバーだけでは応じきれなくなっていました。そこで岩城事務局長が呼びかけたところ、24名の弁護士(下記名簿参照)から参加回答が寄せられ、全国でも初めての、子どもの虐待防止活動を法的に支援する弁護団の結成、という運びになったものです。

結成式には、CAPNAから祖父江代表をはじめ電話相談員など十数名が出席しました。マスコミ関係者の取材も多く、CAPNAメンバーも立ち会って記者会見がおこなわれ、結成式の模様はその夜のテレビニュースで放送されたほか、翌7日の新聞各紙朝刊でも報道されました。

当日のプログラムは、以下の通りです。

- (1) 祖父江文宏CAPNA代表挨拶
- (2) 岩城正光CAPNA事務局長による弁護団結成に関する趣旨説明
- (3) CAPNA弁護団の紹介
- (4) CAPNA弁護団の記者会見・質疑応答
- (5) CAPNA弁護団とCAPNAとの意見交換

まずはじめに、祖父江代表は「小さな人たちを救済するだけではなく、虐待の加害者である親たちも虐待されて育っている人が多いことも考慮し、人権を守る観点から弁護士の皆さんに期待している。婦人相談所など行政機関と連携して虐待防止を推進したい」と挨拶しました。

岩城事務局長は「必要に応じて、法律扶助

協会やリーガルサービスとしての行政に輪をつなぐことを考えたい。近県の状況を見ると、三重県に組織づくりの要望はあるが弁護士の参加が見られない。岐阜県は、本日は岐阜県弁護士会から村山智子弁護士が参加されているが、まだ話が届いていない感がある。岐阜、三重からも児童虐待に対応する弁護士の参加を求めている」と述べたうえで、今後のCAPNAの定例会などの日程を説明し、各弁護士に出席を呼びかけました。

質疑応答では「相談件数と内容は」「施設保護の具体例と入所先は」「子ども自身からの直接保護希望例は」「法律的な介入方法をわかりやすく」「この弁護団の団長は」「この弁護団の正式名称は」など、多岐にわたる質問や意見が出されました。それに対し、岩城、多田、川上の各弁護士が豊富な経験に基づき「団長は口入れ業と考えて」などとユーモアを交えて事例説明と応答をしました。

同席したCAPNAメンバー、とりわけ電話相談員の皆さんはこうした様子を頼もしそうに見守り、バックスタッフの強力な助っ人弁護団の誕生を心から喜んでいたのが印象的でした。

### [弁護団名簿(24名)]

青木栄一	荒川和美	天野太郎	市川博久
岩城正光	荻原剛	海道宏実	勝田浩司
川上明彦	熊田登与子	進藤祐史	杉浦宇子
高橋直紹	滝康暢	多田元	谷佳代子
羽賀康子	花井増實	林和宏	藤井浩一
堀龍之	村山智子	森亮爾	山田万里子

# 児相と市民の連携へ

名古屋市児童相談所開設 40 周年記念講演とシンポジウム  
『追いつめられる親と子—虐待・サポートの道を求めて—』参加報告

井上 薫

1996年12月14日(土)、中区役所ホールにおいて、名古屋市児童福祉センター主催の講演とシンポジウムが行われました。以下、講演とシンポジウムの内容と印象を記したいと思います。

## 講演：椎名篤子さん「ひとみの奥に語るもの」

椎名さんは、自分の著作の「親になるほど難しいことはない」(講談社)を原作にした漫画「凍りついた瞳」をレディスコミックYOU(集英社)に連載しました。これは、児童虐待の情報は家庭に送られるべきという信念からでした。YOUを選んだのは、月50万部という購読者層の多くが子育て中の母親やその予備軍のOLであるからで、漫画で訴えたことは、日本の対応は遅れているということ、苦しむのは子どもだけでなく親でもあるということ、地域で連携して訴えていこうということでした。そして山のような反響の手紙が編集部宛てに届きました。

椎名さんは、この中から「虐待を受けた」というひとに対してアンケート調査を実施しました。その結果、(1)性的虐待を受けたひとが31.8%もあり、性的虐待はわかっているより大変多いのではないかと危惧を持った、(2)子どものいるひとのうち80%が「欲しくなかったが産んでよかった」と答えている、(3)しかし、子どものいるひとのうち76%が虐待をしており(世代間連鎖)、「子どもを産んでよかったと思っているのに虐待をしている」というひとが多く、援助者には注意が必

要であろう、(4)73.8%に自殺念慮や自殺企図があった、など、大変深刻なデータを示されました。

椎名さんは「「凍りついた瞳」の出版は、虐待ACにとって手紙を出せる場ができたこと、重症例について援助につながられたこと、他の人も同じ体験をしていることがわかって癒されたこと、などがよかったのではないかと述べ、さらに「子ども虐待を考える会」を作り、虐待防止のためのネットワークづくりを進め、虐待ACのための会であるCAPサークルも作ったことを報告されました。

さらに椎名さんは、「医師と児童相談所の連携が悪い、発見機能が充実していない、発見しても援助側の資質が問われる、公的機関への不信は大きい、虐待は長期のかかわりが基本なのに職員の異動などが原因で途中で切れてしまっている、心的外傷について治療の手だてがない、法律の改正も必要、地域間格差の是正や手弁当の援助から社会的援助へという方向がこれからの課題となる」と現状分析されました。

最後に椎名さんは「自分のところに殺到した手紙は誰が受け取るべきであったのか?」という強烈に印象に残るメッセージを提示されました。公的機関、援助専門職はもちろん受け取るべきものであったし、市民の一人一人も受け取っていくべきものであろうと思います。

## シンポジウム

名古屋市児童福祉センターの児童精神科医

である牧真吉さんがコーディネーターとなって4人のシンポジストの提言を受ける形で行われました。それぞれの方の発言の要旨は、以下の通りです。

○津崎哲郎さん（大阪市中央児童相談所）  
『児童虐待と児童相談所—大阪からの報告』

津崎さんのお話は、大阪のネットワークの成立経過を中心としたもので、「児童相談所の研究会、医師と保健婦の研究会、弁護士会の少年委員会とそれぞれの分野での研究・調査があり、次第に相互交流を始め、さらに関西テレビが虐待問題のドキュメントを制作してから社会的役割を取ろうとして金銭的援助を始め、児童虐待防止協会が発足した。この協会は官民一体の援助で成り立っている。さらにニードのないところに対する介入として、司法的な手段を早い段階で提示していく手法の事例を積み重ねており、裁判所側の研究会が開かれていくようになってきている」と報告されました。

また、最近の動きについても言及され、「児童虐待ケースマネジメントモデル事業など国による制度化も進行しつつある。公のネットも重要だが、メンバーがすぐ入れ替わる危険があり、熱意が十分でない場合もあり、公式の場だけでは力になりにくい。分野ごとに核になる人がいて、月1回の研究会などが継続されることが重要である。発足はしやすいのだが、続けていくにはエネルギーが必要である」と話されました。

公のネットと私的なネットをうまく織り混ぜながら、虐待に対する取り組みが行われている点ではやはり大阪は一步先を進んでいます。各地でも大阪を目標として取り組まれる必要がある、と強く思いました。

○多田元さん（弁護士）  
『子どもの虐待と子どもの権利』

多田さんは、ご自身が関わられた事例をいくつか紹介しながら、アプローチの核心や、

問題解決に役立つ専門分野のネットワークの必要性や法や制度の改善の必要性を話されました。

子どもの虐待問題については、子どもの人権を共通の基盤にして、4つのアプローチ（(1) 人権救済的、(2) 心理的・医学的、(3) 社会学的、(4) 教育的）の総合力が必要とされることを強調されました。特に、子どもだけでなく親も救う必要があり、親権の一時停止により親を一時的に育児から解放し、さらにカウンセリング命令を出す法制度や、子ども自身が親権に対抗するための申立権を持たせるなど子どもの意見表明権を生かすようにしていくための制度について、など、きめ細かく法の整備をしていく必要があることを訴えられました。

私が印象に残ったのは、「子どものパートナーとなる弁護士は」というフレーズでした。子どもとともに取り組む多田さんの態度が、このフレーズによくあらわれていると思いました。

○原千賀子さん（協立総合病院小児科医）  
『親を責めないで』

原さんは、熱傷、哺乳びんを口に思いっきり突っ込んだもの、ひどい傷、低身長、心理的症状が出た子ども、胃潰瘍...など、さまざまな例を見てこられ、虐待を発見し、通告も重ねてこられました。そして、ご自身の子育ての中にも、そういうことがあったことを勇気をもって示され、そうした経験から「責めないこと」はきわめて大切であることを語られました。そして、「それでも、虐待をする親を見ると逆上してしまうのだが、過去の体験を思い出して、自分が一番言っていたかった「よく連れてきたね」ということばを親にかけるようにしている。通報にはつらさがつきまとう。医師同士の一致も困難な中、一生関わり続けなければならないという覚悟を伴う通報という作業を自分でしなければならない。北里大学のCAPSのようなものが必要だ

と思う」と述べられました。

### ○河野和代子さん(名古屋市東保健所保健婦) 「地域保健から」

母子保健という仕事の中に「保護者の育児上の問題」という事項があります。家庭不和、過保護、無関心、保護者の病気などいろいろあるのですが、虐待もこの中に含まれます。商店の奥さんが気付いて通報して下さったケースもあります。ネグレクトで子どもを2日間放置し、死亡に到らしめたケースもあります。転居されたり、心配しているのもあります。児童相談所と保健婦で同道しての訪問しても、中に入れるとは限りません。河野さんは、さまざまな経験を事例として語られ、「いろんな場、機会を捉えて、関係者と連携をとっていきたい」と思いを述べられました。

保健所の保健婦や病院の小児科の方たちは、この問題が最近のように注目されるずっと以前から多くの事例に出会ってこられていたのだと思います。原さんや河野さんのお話は「それを、やっとうやっとう市民に対して発言することができる時代となったんだ」と、実感を含めて語って下さったのではないのでしょうか。私は、そういう印象を持ちました。

全体として、子どもへの虐待防止のための行政による一般市民への啓発をねらいとしている点、さらに児童相談所がかかえている問題も認めつつ市民と連携しながら取り組んでいこうとする姿勢を提示した点で、たいへん意義深い企画であったと思いました。

### 会員動向

1996年10月10日から1997年1月28日までに、以下の方々に会員としてCAPNAにご参加いただき、あるいは寄付という形でご援助いただきました。

【正会員】 荒井久美子 西野敏夫 大鐘典子 宮地雅子 服部高子 藤崎紀子 成田朋子 奈良真理子 荒堀憲二 山田牧子 小久保裕美子 早川富博 若山アキ子 竹内康子 福永保典 大杉哲代 仙田けさ美 村井航 栗田留美 浅野尚 早河ゆかり 森亮爾 神崎ますみ 山田かぎえ 土岐宏枝 伊藤あき子 浅野みどり 岡潤子 岩城恭子 生田正治 生田久子 岡本奈緒子 相原克子 岡野あずさ 加藤文子 兼崎愛子 小島千恵子 北山郁子 川端緑 川島憂子 加藤君江 金子範子 諏訪紀子 坂田幸江 鈴木啓子 園部好美 桜井美由紀 富永忠男 多田耕史 高橋祥子 富田美智子 高橋直紹 滝康暢 TAKUYA SATOU 武田操 谷川輝美 西村信子 野田裕美 塩見明美 阿部陽子 井上薫 大竹富三江 大竹文子 大曾根京孝 西村真由美 新田美津子 永井恵 原千賀子 平嶋陽子 平山正子 花井富士子 堀龍之 藤井浩一 林恵美子 原田明美 守山信夫 松本伊智朗 宮原智子 富西宏 村山智子 横田美佐子 山根浩美 渡辺佑二 渡辺弘子 小久保裕美 北野千春 河合千鶴 兼田智彦 安藤明夫 木全和己 白石淑江

【賛助会員】 山本孝子 愛知県小児科医会 亀頭栄一 南山寮 日比野元子 西尾市立保育園母の会連絡協議会 板谷正枝 入谷由紀子 青木栄一 上野はるみ 天野太郎 熊田法律事務所 近藤登美恵 柴田千鶴子 田島明 松下和久 花井増寛 山本孝子 愛知県小児医師会 天野太郎

＜寄付金＞ 西山クリニック 敦賀児童相談所 松原真知子 岩倉社会福祉協議会 井上薫 安田生命研究助成金 暁学園後援会代表祖父江文宏 矢満田篤二 古川和夫 橋本尚実 吉田文子 小牧市青少年健全育成市民会議会長勝野義久 多田元 西尾市立西野町小学校 日本テレビエンタープライズ キワニスクラブ社会公益賞 谷口アキ 渡辺佑二 渡辺弘子

・手続きをしたのに名簿に名前がない、名前が間違っている、という方は、事務局までご一報ください。



## 事務局便り

1. CAPNA 弁護士が本年1月6日に結成され、総勢24人の弁護士が登録し、CAPNAの児童虐待防止活動に全面的に協力していくことになりました。既に現在までに、CAPNA弁護士団として複数の事件に取り組んでおります。児童相談所との連携も深め、法的なサービスを円滑迅速に進めていく予定です。岐阜や三重などの弁護士にも参加を呼びかけております。ますますの活躍を期待します。

2. CAPNA がキワニス財団から「社会貢献賞」で表彰され、賞状と100万円の助成金を授与されました。表彰式は1997年4月11日、名古屋国際ホテルでおこなわれ、CAPNAからは祖父江文宏代表と岩城正光事務局長が出席しました。この表彰はマスコミにも広く発表されました。われわれにとってたいへん励みになることで、より一層の活動の充実に向けて、これからも努力していきたいと思っております。

3. CAPNA 運営委員の矢満田篤二さんが、平成8年度名古屋弁護士会人権賞を受賞されました。里親制度の普及、養子縁組の取組、さらにはCAPNA設立への尽力など、一貫して子どもの人権を守る活動が評価されたものです。

4. CAPNA 定例会が模様替えされ、CAPNAの委員による講演のシリーズが開始されました。2月には加藤正氏、4月には祖父江文宏氏(コメンテーター:井上薫氏)が講演いたしま

した。会員以外の方にも公開され、多数のご参加を戴きました。両回ともたいへんに好評でした。

今後の予定は以下の通りです。

第3回(6月26日)「小児科臨床とネグレクトの周辺」講師:谷口アキ氏(小児科医)

第4回(8月28日)講師 安藤明夫氏(ジャーナリスト)(演題未定)

第5回(11月27日)講師 西山 仁氏(精神科医)(演題未定)

隔月の第4木曜日、午後6時30分から9時まで、名古屋市女性会館にておこなっております。CAPNA 会員は無料です。一般の方も参加費500円でお聞きいただけます。皆様のご参加をお待ちしております。

5. 10月にはCAPNAも設立2周年を迎えます。記念行事を予定しておりますが、具体的な行事内容についてはまだ未定です。皆様にご意見・ご希望がございましたら、ぜひCAPNA事務局までご連絡ください。

6. CAPNA 電話相談員養成講座について「本年度の募集があるか」というお問い合わせを多数いただいております。残念ながら、現時点では本年度の募集は予定しておらず、来年度に第2回養成講座の開催を検討中です。予定が立ちましたら、ニュースレター等でできるだけ早くご紹介させていただきます。

養成講座の現状をご報告いたしますと、本

年7月には、昨年5月からの養成講座が終了し、受講生の中からCAPNA電話相談スタッフが多数選任されることとなります。できるだけ早い時期にCAPNAホットライン相談日を現在の週2日体制から全日体制にしてまいりたいと願っております。ご協力をお願いします。7.最後に、本年度の会費納入をお願いいた

します。継続会員の方の中には、4月から新年度が始まることをついお忘れの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。いろいろな寄附をいただけるようになったとはいえ、CAPNAは活動資金の柱が皆様の会費であることは変わりありません。どうかよろしくお願ひします。

## 編集後記

ようやく4号をお届けすることができましたが、とにかく、まず読者の皆さまに、発行の遅れについて深くお詫びしなくてはなりません。何人の方から「ニュースレターはまだか」とご催促いただきました。お怒りになっていらっしゃる方も多いと思います。ただ「申しわけありません」と繰り返すだけでは誠実さに欠けるという気がいたしますので、今回の発行の遅れについて、ニュースレターができるまでの手順ご紹介も兼ねて振り返ってみたいと思います。

ニュースレターの編集活動は、まず最初に編集会議で次号の大枠のを決めるところから始まります。そして原稿執筆依頼、原稿締切・集め、細部の直し、レイアウト、という順に作業は進みます。今号は11月上旬に編集会議で大枠が確定しました。ですが、予定では12月中旬に集め終わるはずの原稿が、何本か執筆者の仕事等の関係で大幅に延び、集まり終わったのが3月で

した。そして、私事で恐縮ですが、3月末から4月にかけて編集長の私が体調を崩し、4月中の作業はほぼ全面的にストップ、何とか体調を整えながら5月の発行となったわけです。

もちろん、これで読者の皆さまに言いわけがたつというのでは毛頭ありません。今後に向けて、編集長に作業が集中している状態を何とかして、より分権化した編集作業ができるよう手順を見直して行く必要があります。具体的には、版下作成の外注などを取り入れることになると思います。

CAPNAもだんだん大きくなり、最初の頃の熱意だけでは動かないところも増えてきているように思います。初心を忘れず、しかし組織としての形も少しずつ整えていかななくてはなりません。発刊の遅れをもう一度心よりお詫び申し上げるとともに、今後ともご支援をよろしくお願ひ申し上げます。

電話相談は、

**052-721-0622**

(毎週火曜日)

**0562-36-0624**

(毎週木曜日)

(いずれも午前10時～午後4時)

CAPNA ニュースレター 第4号

1997年5月28日発行

編集人 石川洋明

発行人 祖父江文宏

発行所 子どもの虐待防止ネットワーク・  
あいち

名古屋市中区丸の内2-8-11

セブン丸の内2階 (〒460)

電話:052-232-3494

FAX:052-232-3493